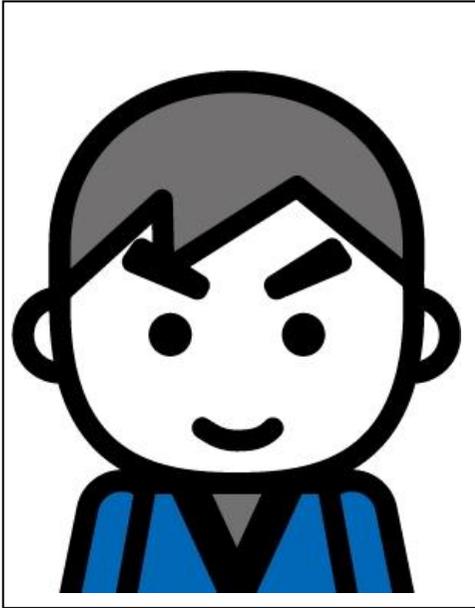




# 綾部市消防団員証



所属分団 ○ ○ 分団  
氏 名 綾 部 太 郎  
生年月日 昭和 5 4 年 3 月 2 1 日  
交 付 日 令 和 元 年 5 月 1 日  
有効期限 令 和 1 1 年 3 月 3 1 日

上記のものは、綾部市の消防団員であることを  
証明します

綾 部 市 消 防 団 長



- 1 消防団員は、職務中常に団員証を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- 2 団員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 消防団員は、団員証を紛失し、又は損傷したときは、消防団長に届け出し、再交付を受けなければならない。
- 4 団員証をき損したことによって再交付を受けようとする場合は、届出書とともに、き損した団員証を提出しなければならない。
- 5 消防団員は、その身分を失ったときは、直ちに団員証を消防団長に返還しなければならない。